

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【公表番号】特表2011-500989(P2011-500989A)

【公表日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-528473(P2010-528473)

【国際特許分類】

E 01 B 9/68 (2006.01)

【F I】

E 01 B 9/68

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月5日(2011.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鉄道線路の足部と、鉄道の基礎との間に配置される鉄道線路パッドであって、線路の足部を受けるための線路座部分を有し、前記線路座部分の二つの対向した縁は、パッドが使用中であるとき、線路の軸線方向に平行に延び、

前記線路座部分は、少なくとも一方の主要面に複数のスタッドを備え、

前記スタッドは、前記線路座部分の前記主要面に設けられた突出部のみからなり、

前記スタッドが占める前記主要面の面積と、前記スタッドのない前記主要面の面積との割合が、前記線路座部分の縁領域では、前記線路座部分の中央領域におけるよりも大きくなるように、前記スタッドが線路座部分の前記面に亘って不均一に分配され、

前記縁領域は一方の前記縁に隣接し、前記中央領域は前記縁領域に隣接し、

前記スタッドは、また、前記対向した縁と実質的に平行に延びる縦列に配置され、各スタッドは、実質的に同じ大きさのものであり、

前記中央領域の前記縁領域に最も近い前記縦列のスタッドの数は、線路座部分の中心に近い縦列におけるよりも多く、

前記スタッドは、また、前記対向した縁と実質的に直交して延びる横列に配置され、

前記線路座部分の中心に隣接し、中心から間隔を隔てたスタッドの横列の突出部と、突出部のない面積との割合が、前記中心からより遠い横列における割合よりも大きく、

これにより、前記縁領域及び前記中央領域のスタッドの数と位置によって、前記パッドの剛性及び摩耗特性が決定される、パッド。

【請求項2】

前記割合は、前記線路座部分の他方の前記縁に隣接した、他方の縁領域では前記中央領域におけるよりも大きい請求項1記載のパッド。

【請求項3】

各スタッドの面積は等しく、スタッドの間の間隔は変わる請求項1又は2記載のパッド。

【請求項4】

前記スタッドは、前記線路の長手方向軸線と平行に延びる、前記線路座部分の第1の中心線に対して対称に分配されている、請求項1から3のうち何れかに記載のパッド。

【請求項 5】

前記スタッフは、前記線路の長手方向軸線と垂直に延びる、前記線路座部分の第2の中心線に対して対称に分配されている、請求項4記載のパッド。